企業環境研究年報
No.6, Nov. 2001

金融機関と中小企業との「取引慣行」是正の意義
――公正取引委員会「調査報告書」の公表に寄せて――

阿部　克己
（東邦学園大学）

1 はじめに

2001年７月公正取引委員会は『金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書』（以下，報告書）を公表した。この報告書は「融資先企業に対する不公正取引の観点からのアンケート調査結果」という副題がついているように，公正取引委員会が「銀行や信用金庫等『預金を受け入れ，貸出しを行う』いわゆる預金金融機関とその融資先企業との取引慣行の実態等を把握するため，全国の法人事業所に対し，不公正取引の観点から」[1] 実施した調査結果をまとめ，これをふまえて「独占禁止法上の考え方」を整理して，金融機関のいかなる行為が独占禁止法上問題となるかを示したものである。

報告書でいう「不公正取引の観点」からの調査とは次の３つの「行為類型」についての調査のことを指している。すなわち，その１が「融資に当たり，金融商品・サービスの購入，さらに，密接な関係にある事業者と取引することを条件にするなど取引を強制する行為」であり，その２が「融資に当たり，密接な関係にある事業者の競争相手と取引しないことを条件にするなど，取引を制限する行為」であり，その３が「融資を背景に取引条件を不当に設定又は変更する行為」[2] である。

このような調査がなぜこの時期になされたのか。それは，わが国の金融分野の相互参入や業務拡大などの規制緩和の進展の中で「金融機関の法人取引をめぐっては，業務範囲の拡大や金融再編成の動き等により，金融機関が融資等を背景とした経済力を不当に利用する行為等の発生が懸念され」[3] る事態が起きているからである。これにたいして公正取引委員会が「不公正取引の観点」から上記３つの「行為類型」について調査を行ない，とりあえず運用の基準となる「独占禁止法上の考え方」をまとめて，金融機関及び企業に提示したとみることができよう。

本稿はこの報告書を素材にしながら公正取引委員会が金融機関と企業，なかでも中小企業との「取引慣行」のどういった点を改善しなければならないととらえているかを検討し，それを通じて，金融機関と中小企業との「取引慣行」是正の意味を掘り下げてみようとするものである。

2 メインバンクと融資比率

報告書によれば，今回の調査対象企業のメインバンクの分布状況は図１のように，都市銀行が53.9%，地方銀行（第２地銀を含む）が35.0%，その他（信用金庫，信用組合など）は11.1%であった。それを企業規模別にみると，中小企業では都市銀行42.6%，地方銀行46.3%，その他11.1%である[4]。メインバンクからの融資比率（図２）は，全体としては「20%超～40%」が46.8%と最も多く，「40%超」が41.9%であるが，中小企業の場合は「40%超」が53.3%と過半数を超え，「20%超～40%」は38.6%と30%台にとどまっている。

ここで確認できることは，①企業規模が小さくなるにつれてメインバンクが都市銀行から地

図1　メインバンクの分布状況

【 総 合 】

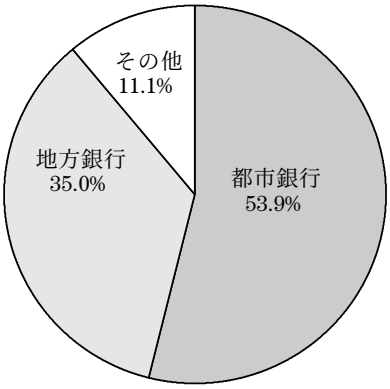

【企業規模別】

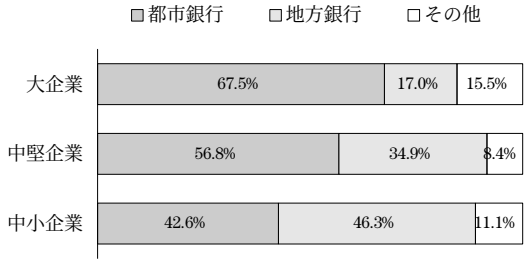

（出所）　公正取引委員会『金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書』（2001年７月）による。

図2　メインバンクからの融資が占める割合

【 総 合 】

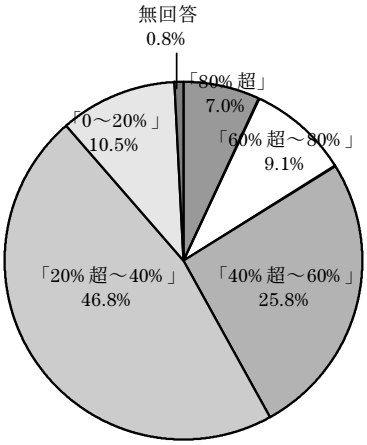

【企業規模別】

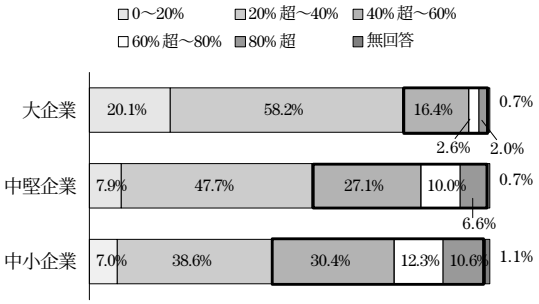

（出所）　図１に同じ。

方銀行へスライドしていること，②企業規模が小さくなるにつれてメインバンクへの融資依存率が大きくなっていることである。また，中小企業では融資を受ける取引金融機関数が6.0行と大企業の半分にすぎない。したがって，中小企業は相対的に少ない金融機関と取引し，その分メインバンクからの融資依存率が大きいという特徴をもっていることが明らかになるのである。

3 アンケート調査にみる融資に関連した金融機関からの要請の実態

アンケート調査では上記３つの「行為類型」調査の具体化として，以下の５項目それぞれについて「融資に関連して金融機関から要請を受けたか」，要請を受けた時「要請に応じたことがあるか」，その要請は「意思に合致していたか」について回答が求められている。５項目とは，①「融資に関する取引条件の設定・変更」，②「自己の提供する金融商品・サービスの購入要請」，③「関連会社等との取引の要請」，④「競争者との取引の制限」，⑤「融資先企業の事業活動への関与」のことである。これを上記の３つの「行為類型」別に分けてみると，①と⑤がその３の「融資を背景に取引条件を不当に設定又は変更する行為」，②と③がその１の「融資に当たり，金融商品・サービスの購入，さらに，密接な関

図3　融資に関する取引条件の設定・変更

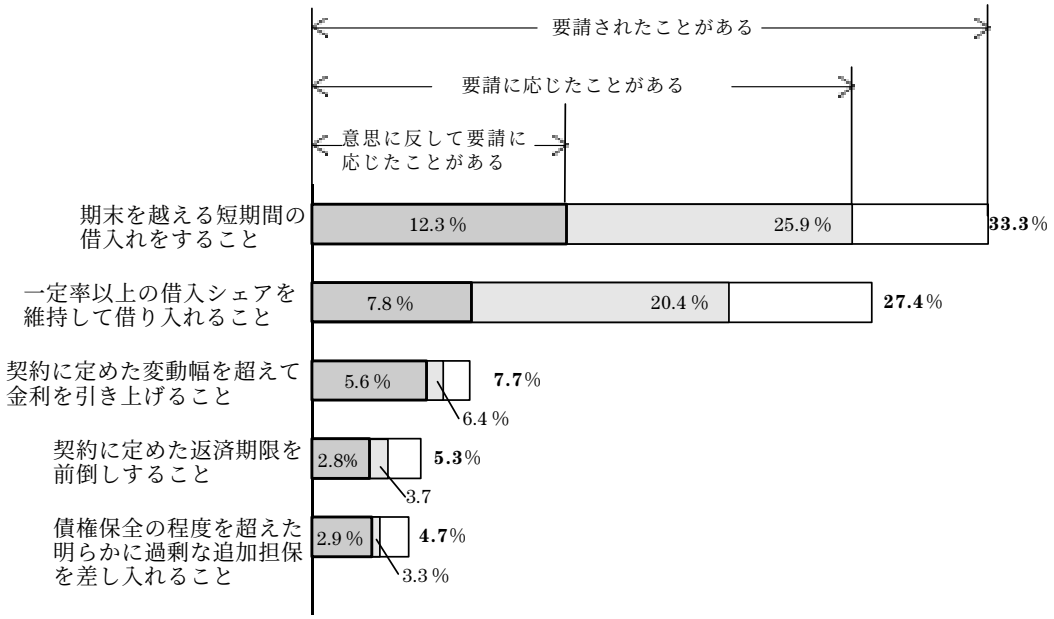

（出所）　図１に同じ。

係にある事業者と取引することを条件にするなど取引を強制する行為」，④がその２の「融資に当たり，密接な関係にある事業者の競争相手と取引しないことを条件にするなど，取引を制限する行為」にあたるものと思われる。

(1)「融資に関する取引条件の設定・変更」

まず「融資に関する取引条件の設定･変更」（図３）では，金融機関から「期末を越える短期間の借入れをすること」（33.3%）と「一定比率以上の借入シェアを維持して借り入れること」（27.4%）を要請された割合が，他の取引条件の設定・変更内容より群を抜いて高くなっている。これにたいして金利変更要請，返済期限前倒し要請，追加担保要請の３つはそれぞれ7.7%，5.3%，4.7%と割合は低いが，金融機関から要請されると「意思に反して要請に応じたことがある」とする割合が高い（前の２つは，47.7%，38.2%であるが，後の３つは87.8%，75.2%，92.6%となっているからである）。金利変更要請，返済期限前倒し要請，追加担保要請は要請された場合は，ほとんど断ることができない「取引慣行」になっていることが読みとれる。

これらを中小企業にしぼってみると[5]，期末を越える短期間の借入れ要請割合が35.8%と相対的に高くなっている一方で，一定率以上の借入シェア要請割合は22.5%と低くなっている。注目されるのが返済期限の前倒し要請であり，中小企業の「意思に反して要請に応じた」割合は80.3%と大企業，中堅企業より高くなっている。これは返済期限の前倒し要請が中小企業にはより厳しい「取引慣行」として存在していることを示すものである。

(2)「自己の提供する金融商品・サービスの購入要請」

「自己の提供する金融商品･サービスの購入要請」における調査内容項目は，図４のように，預金創設･増額要請，預金以外の金融商品･サービスの購入要請，社債受託管理会社への指名要請の３つであるが，これらはいずれも20%台の要請（順に20.2%，23.1%，24.3%）と，要請割合としては他の調査内容項目と比較しても高水準である。しかし,「意思に反して要請に応じた」

図4　自己の提供する金融商品・サービスの購入要請

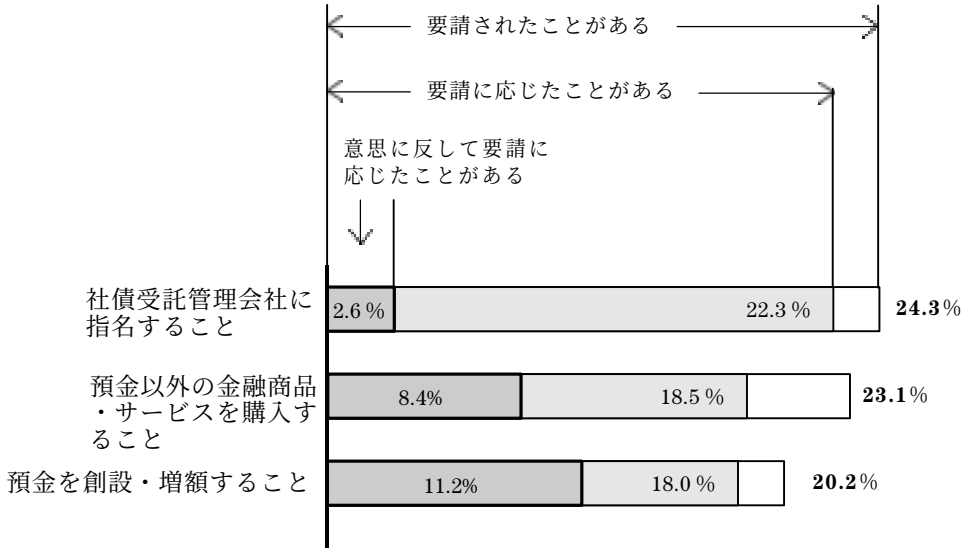

（出所）　図１に同じ。

割合になると，預金創設・増額要請が６割を越える高さになっている。預金以外の金融商品・サービスの購入要請は,5割弱とこれも相当高いが，社債受託管理会社への指名要請は１割強と意思に反する割合が低くなっている。

預金創設・増額要請とは企業の借入金額の２割程度を定期預金として拘束されるなどの「取引慣行」を意味するが，こうした要請を受諾しないと借入れできなのであるから「意思に反する」割合が高くなるわけである。これは歪みの大きい「取引慣行」といわなければならない。預金以外の金融商品・サービスの購入要請の内訳は，ファームバンキング（32.8%），給与振込指定（21.6%），振込口座の指定（18.2%）が多くなっている。

規模別に中小企業にしぼってみると，預金創設・増額要請は20.5%と最も高くなっているが，大企業，中堅企業と大きな違いがあるわけでは

図5　関連会社等との取引の要請

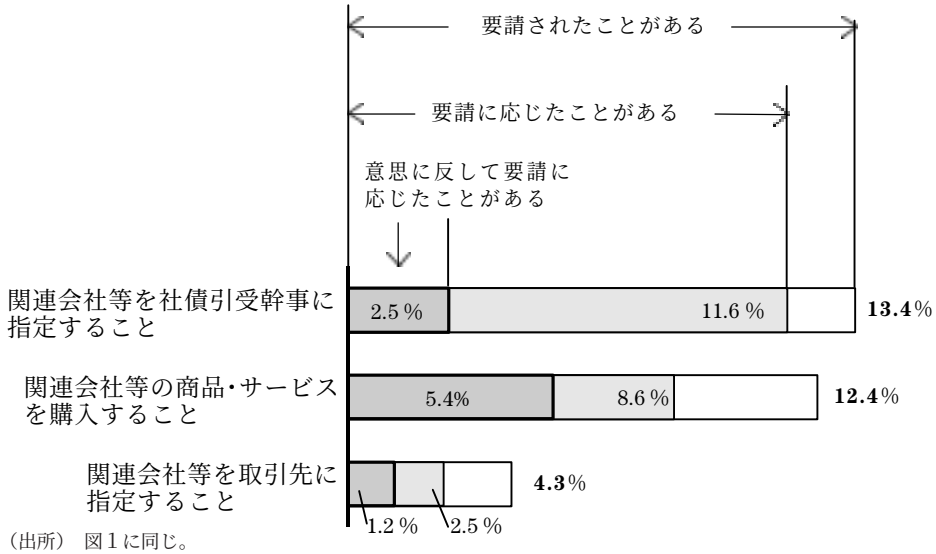

（出所）　図１に同じ。

図6　競争者との取引の制限

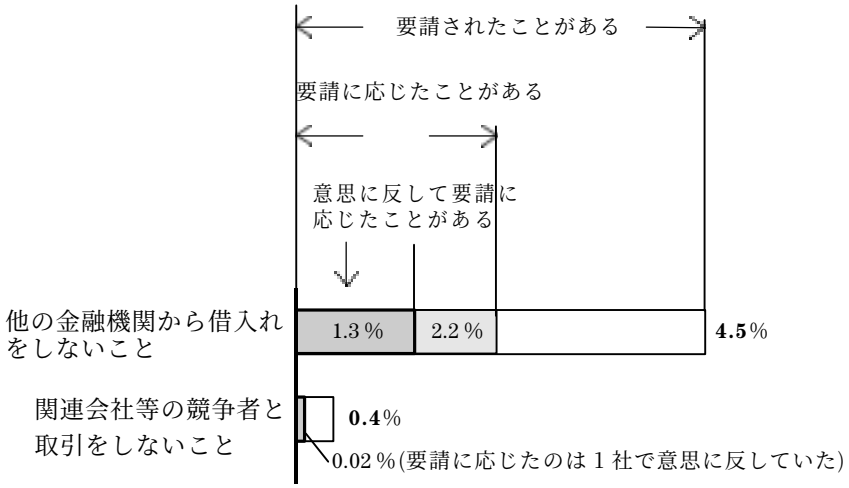

（出所）　図１に同じ。

ない。この歪んだ「取引慣行」は中小企業に特化しているわけではなく，金融機関と企業の間で全般的に行き渡っている「取引慣行」なのであろう。中小企業で割合が相対的に高いのが，預金以外の金融商品・サービスの購入要請時に「要請に応じたことがある」という回答割合で，84.2%と全体の80.2%より４ポイントも高くなっている。

(3)「関連会社等との取引の要請」

「関連会社等との取引の要請」（図５）において，要請された割合としては，社債引受幹事要請の13.4%が，商品･サービス購入要請の12.4%及び関連会社を取引先に指定要請の4.3%を上回る高さになっているが，その社債引受要請を意思に反して応じた比率は小さく，かなりの部分が意思に合っていた要請であることが示されている。これと対照的に意思に反して応じた比率が大きいのは，関連会社等のゴルフ・リゾート会員権取得，損害保険への加入，生命保険への加入，企業年金運用の委託などの「商品･サービス購入要請」で，要請に応じた63.7%が意思に反して応じたといっている。企業にとって関連会社等のゴルフ・リゾート会員権取得，損害保険への加入，生命保険への加入等の要請は仕方なく受諾する重たい「取引慣行」なのである。

中小企業では商品・サービス購入を要請された割合が若干高く（13.0%），要請に応じたことがあるとする割合も相対的に最も高くなっている（全体の69.3%より３ポイント高い72.3%）。意思に反していた割合は64.2%と中堅企業に次いで高かった。商品・サービス購入要請は中堅企業と中小企業により重く負担のかかる「取引慣行」となっていることが見て取れる。

要請された商品・サービス購入の内訳は，ゴルフ・リゾート会員権の獲得が中小企業，中堅企業，大企業のいずれにおいても第１位であるが，第２位，第３位は規模により全く異なってくる（中小企業：生命保険への加入，損害保険への加入，中堅企業：企業年金運用の委託，損害保険への加入，大企業：証券の購入，企業年金運用の委託）。中小企業への要請は生命保険への加入，損害保険への加入が多くなっているのである。

(4)「競争者との取引の制限」

「競争者との取引の制限」については，図６のように要請された割合そのものが低いが，「他の金融機関から借入れをしない」という要請は，要請に応じたとする回答の６割弱が意思に反し

図7　融資先企業の事業活動への関与

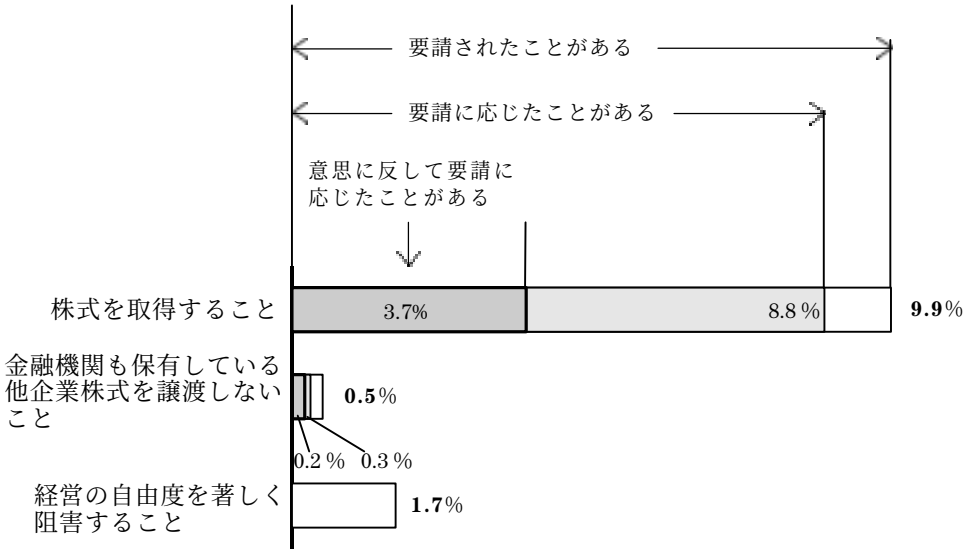

（出所）　図１に同じ。

て応じているのである。この「取引慣行」も企業にとっては円滑な金融というにはほど遠い歪んだものであるということを示していよう。

なお，ここでは中小企業は，この意思に反して要請に応じた割合が相対的に低く５割強となっているが，中小企業にとっては他の金融機関を開拓することが相対的に難しいことのためであると推測される。

(5)「融資先企業の事業活動への関与」

「融資先企業の事業活動への関与」（図７）では，当該金融機関または関連会社の株式取得要請を9.9%の企業が受けている。そのうち９割弱の企業が要請に応じているが，その要請に応じた企業の４割強が意思に反して要請に応じている。なお，少数ではあるが，資金調達，資産処分，資金運用，人事など経営の自由度を著しく阻害されたという企業があることを見逃してはならないだろう。これらも「取引慣行」としては健全でも正常でもないといわなければならない。

中小企業においては，当該金融機関あるいは関連会社の株式取得を要請される割合が大企業にくらべ，4.5ポイント高い11.7%になっているだけでなく，要請に応じる割合が92.1%と相対的には最も高い。この「取引慣行」は中小企業に相対的にハードなものになっているのである。

4 金融機関からの要請の受けとめ方

これまでみてきたように，企業は，金融機関から融資されると融資に付随した「取引慣行」として金融機関から様々な要請を受けるのである。このような様々な要請を総体として断りにくく感じるかどうかを調べたものが図８である。みられるように,4割超の企業が融資を受けていると要請を断りにくいと感じている。

にもかかわらず，なぜ要請に応ずるのか。報告書は次のようにいっている。「意思に反して要

図8　金融機関からの要請を断りにくく感じるか

感じる 41.9%	感じない 58.1%

有効回答者数＝4,272

（出所）　図１に同じ。

図9　他の金融機関への取引変更の検討

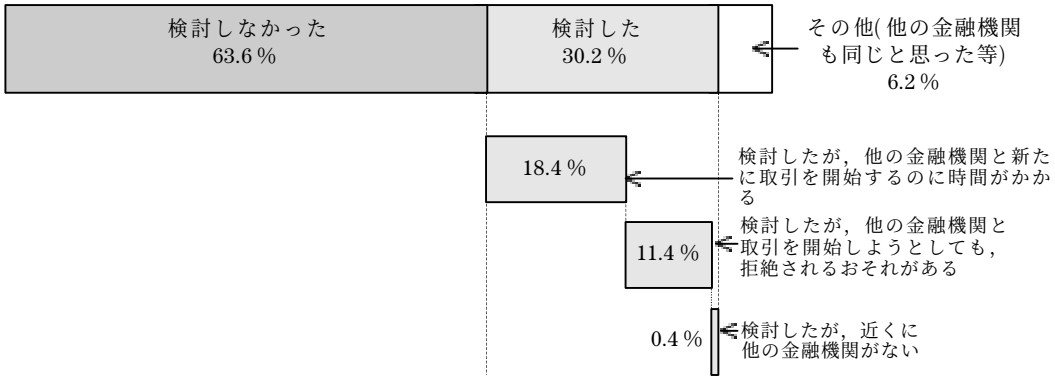

有効回答者数＝1,097

（出所）　図１に同じ。

請に応じたことがある企業に対し，意思に反しても要請に応じた理由を聞いたところ,『次回の融資が困難になる』(37.5%）とする回答が最も多く，以下『融資を打ち切られ，今と同程度の条件で取引してくれる金融機関がほかに見付からない』(11.1%),『融資を打ち切られ，自社の信用が悪化する』(8.6%）と続いている。なお,『その他』として取引関係の悪化を懸念する主旨の回答が25.5%あった」[6)] と。

企業は，金融機関に対して次回融資の困難性や取引関係の悪化の懸念などを考慮して「意思に反しても取引に応じて」いるのである。しかし，このような片務的な「取引慣行」で公正かつ自由な競争の維持・促進がはかられるのであろうか。きわめて疑問であるといわざるを得ない。

以上について規模別にみてみると，金融機関からの要請を断りにくく感じる割合は，企業規模が小さくなるほど高く，中小企業は大企業より5.3ポイント高い44.6%である。さらに，意思に反して要請に応じた理由では，中小企業，中堅企業が「次回の融資が困難になる」の割合がそれぞれ40.4%，38.5%と最大となっており，大企業は「取引関係の悪化を懸念」が最大で30.9%であった。金融機関との関係においてほとんど間接金融に頼らざるを得ない中小企業の金融取引における立場の弱さが見て取れる。したがって，金融機関との「取引慣行」の矛盾も最も強くあらわれているのである。

5 金融機関の変更可能性

次回融資の困難性や取引関係の悪化を懸念するならば，むしろ他の金融機関との取引可能性を考えた方がよいのではないかという疑問が当然予想される。報告書にはこの点を検討したかどうかについて，意思に反して要請に応じた企業に聞いた結果がかかげられている。それが図９である。

みられるように,6割強の企業が他の金融機関への変更を検討していない。しかも変更を検討した３割の企業においても,「他の金融機関と新たに取引を開始するのに時間がかかる」「他の金融機関と取引を開始しようとしても，拒絶されるおそれがある」という理由から要請を受諾せざるを得ないとしている。金融機関の変更は，意思に反して要請を受け入れるより，はるかに難しいことなのである。だから企業は「取引慣行」がおかしいと矛盾を感じたとしてもしたがうことになる。

規模別にみても規模に関わりなく６割以上の企業が変更を検討していない。検討企業のなかでは，中小企業は相対的に「新たな取引を開始

するのに時間がかかる」を最も多く選んでいる（大企業より2.5ポイント高い19.2%）。できることなら他の金融機関へ変更したいという，中小企業と金融機関の間における金融「取引慣行」の問題点が映し出されているのである。いずれにしても金融機関の変更の可能性が事実上閉ざされているがゆえに，意思に反して金融機関の要請に応じたという判断が見えてくる。

このように融資を受けている企業は，取引先金融機関を変更しにくい状態におかれている。したがって，報告書が「金融機関が融資等を通じて影響力を及ぼし得る立場にあることが多い」[7]と金融機関の変更可能性について結論的に述べていることは，金融機関と企業との間の取引では金融機関の立場が圧倒的に優位であることを示すものである。とするならばそうした金融機関優位性のもとに展開される「取引慣行」が「公正かつ自由な競争」の維持・促進と両立するのか，独占禁止法の根幹に関わる問題として重要である。中小企業においては，意思に反して要請に応じる比率が高いだけに，とくに金融機関の立場が強くなっているとみなければならない。

6 手形貸付における問題点の指摘

報告書では「融資に関する取引条件の設定・変更」の項目のなかの具体的小項目である金利変更要請において，意思に反して要請に応じた企業に対してヒアリング調査を行なって，次のような「取引慣行」上の問題点を指摘している。

すなわち，1年以内の短期の借入れは，企業が金融機関に約束手形を差し入れる「手形貸付」によって行なわれているが，「金融機関からの説明がないまま金利等の変更が行われることがあるとの指摘があった。『手形貸付』においては，契約の基本事項である利率，最終返済期限，返済方法，利息支払方法等を記載する箇所が約束手形の券面上には存在しない。また，手形貸付を受ける際に企業が提出する『借入申込書』には金利を記載する欄があるが，ヒアリング調査では，空欄で提出するよう求められる場合が多い」[8]という問題点である。

公正取引委員会がこのように指摘する主要な論拠になっているのが「手形貸付の場合，金利条件を記載した書面がないので，金利の変更は銀行のサジ加減一つ。借入申込書には金利を記載する欄があるが，空欄で提出するよう求められる場合が多い。後日，銀行から金利を記載した利息計算書が送られてくる（中小企業）」，「約束手形の券面上には最終期日，金利条件といったものを記載する欄がなく，契約としては不備で，別に契約書を交わすべきだ（中小企業）」[9]等の主に中小企業からのヒアリングにある。

これらを勘案して報告書は，「金利等の基本事項が契約書面において合意されず，書面も交付されない」手形貸付であるならば，「独占禁止法上問題となる行為を誘発する」から「手形貸付における契約書面等，契約面での整備」に取り組むべきことを金融機関に求めている。

それだけではない。「企業においても手形貸付における契約条件の書面化，さらには手形貸付から証書貸付への借入形態の変更等，自主的な取組が必要」[10]と企業へも取組みを求めている。これは契約の双方の当事者が書面で契約するように努力すべきであるという一般論をわざわざ確認するだけのために入れているのであろうか。もしそうでないとすれば，企業たとえば中小企業は一体何に取り組まなければならないというのであろう。

ヒアリングに端的にあらわれているように，金融機関は短期借入れの契約時に書面契約をしたがらないが，企業は次回の融資が困難になることを危惧して意思に反していたとしても金融機関のしたがらないことを追求しないのである。したがって金融機関が企業の短期借入れに際して，「今後金利を記載した書面で契約を交わす」と宣言すれば済むことである。つまり，市場経済では当たり前のことを当たり前に実行すれば解決するのである。中小企業の側ではそれをもともと望んではいるが，言い出すことができな

いということを見落としてならない。ここで改めて独占禁止法第２条第９項第５号（取引上の地位の不当利用）に基づいて指定された一般指定第14項の優越的地位濫用でいう「正常な商習慣」とは，借入れ契約の際契約の基本事項である利率等を金融機関からの要請で空欄にする「取引慣行」ではなく，金利等を記載した書面で契約を交わすという市場経済では当たり前のことをいっていること[11]を想起すべきであろう。

7 ヒヤリング調査の意義

この調査においてヒアリングが明らかにしていることは，手形貸付の問題点だけにとどまらない。ヒアリング調査回答数の38社はアンケート調査回答数4290社からすると，きわめて少ない。しかし，アンケート調査では確認できない具体的実態がヒアリング調査で補われていることを考えるとその意義は大きい。

しかもヒアリングの太宗を占めるのが，融資に関連して金融機関から受ける様々な要請を「意思に反して要請に応じたことがある」と回答した企業からのものである。そして，その範囲は，先に検討した「融資に関する取引条件の設定・変更」，「自己の提供する金融商品・サービスの購入要請」，「関連会社等との取引の要請」，「競争者との取引の制限」，「融資先企業の事業活動への関与」の５項目すべてをカバーしている。

このヒヤリングにより，意思に反して要請に応じた要請内容とは具体的にどのようなことであったのかが推定されるのである。たとえば，「融資に関する取引条件の設定・変更」では，金利引き上げ理由になっている格付け変更の内容を教えてくれない，赤字を出したととたんに返済期日前に借入金の返済を迫られた，担保が評価割れといわれ銀行のリストアップにしたがって追加担保を差し入れた，ほかである。

「自己の提供する金融商品・サービスの購入要請」では，この1，2年銀行が両建預金を要求してくる，借入金額の20％程度定期預金として積まされる，見合い預金（にらみ預金）を理由に定期預金の解約に応じない，投資信託を定期預金取り崩しで買わされた，融資の条件としてデリバティブ商品を購入させられた，などである。

「関連会社等との取引の要請」では，5000万円のゴルフ会員券を購入させれらた，銀行と関連会社の共同訪問により保険を始めさまざまな要請を受けた，割高な関連企業の商品を仕入れさせられた，「競争者との取引の制限」の場合は，別の銀行から新規融資を受けようとしたところ取引銀行からやめるように言われ中止した，銀行から系列のカード会社と競合関係にある他のカード会社との取引をやめるように言われた，「融資先企業の事業活動への関与」においては融資を申し込むと既存の定期を取り崩して自行株購入を要請してくる，銀行の出向者が銀行の意向に沿って組織（経営方針，人事）を変えるよう要求してくる，などである。

企業が意志に反して要請に応じざる得ないような歪んでいる「取引慣行」とは具体的にどういうものであるかについて，これらの企業ヒヤリングには詳しく反映されている。したがって，それらに基づいて独占禁止法上「取引慣行」の歪みを是正していくために，どのような形で問題に取り組んでいくかが問われることになろう。なお，「取引慣行」がいかに歪んでいるかについての判断基準は，独占禁止法第２条第９項第５号の一般指定第14項「正常な商習慣」により既に与えられていると思われる。

8「独占禁止法上の考え方」について

報告書は，今回の調査結果から「金融機関は融資等を通じて企業に対し影響力を及ぼしうる立場にあることが多い」ので「金融機関が融資先企業に対し各種の要請を行った場合，……優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題を生じやすい」と指摘した上で，金融機関が様々な要請を行なうにあたっては「企業の選択の自由を拘束することのないよう留意する必要がある。また，貸出条件を変更する場合には，金融機関はその理由を説明し，十分に融資先企業と協議

することが望ましい」[12] と，金融機関へ独占禁止法の優越的地位の濫用に抵触しないように注意を与えている。

しかし，金融機関へ抵触しないように注意を与えたとしても，それで「取引慣行」の歪みが解決するわけではない。公正取引委員会はそこで，今回の調査結果を踏まえて，独占禁止法の考え方を５つに分けて整理し，どのような場合に独占禁止法のどの規定で問題になるのかを例示しながらまとめ，警告をすることによって「取引慣行」の是正に向かって一歩踏み出そうとしている（表１）。そこで，以下この５つについてそれぞれを検討してみよう。

(1) 融資に関する不利益な取引条件の設定・変更

報告書は，融資に関する取引条件の設定・変更にあたっては「当事者間（金融機関と融資先企業との間―引用者）の自由かつ自主的な判断に基づく協議」によって決めることを基本原則とすべきであると，まずもって述べている。その上で「金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として」その取引条件が企業側に「正常な商習慣に照らして不当に不利益となる」場合には「当該融資先企業が競争上不利な地位に置かれるおそれがある」という意味で公正競争阻害性があり，独占禁止法第２条第９項第５号に基づいて指定された一般指定第14項の優越的地位の濫用にあたるといっている。その「問題となる行為（例）」は表１にあるように３例かかげられている。

「正常な商習慣」とは，先にも触れたように（「６　手形貸付における問題点の指摘」），この３例で示されているような，いわば歪んでいる「取引慣行」のことではなく，公正かつ自由な競争の維持・促進という独占禁止法の理念が発揮される市場経済では当たり前の，あるべき商習慣ととらえなければならない。そうすることによってはじめて，現在の「取引慣行」が歪んでいると判断することができるのである。

行為例についてはまず第１に，ここの第１例でいわれている「その責めに帰すべき正当な事由がないのに」というときの「正当な事由」とは何を意味するのかが問題となる。すなわち，たとえば，ヒヤリングにもあらわれていた格付の低下を理由とした金利引き上げ要請が「正当な事由」に当たるのかどうかである。

ヒヤリングでは格付がなぜ低下したのかの理由の説明が金融機関から行なわれない，どのような格付になっているのか知らされないままに利上げ要請がなされたといっている。ここでの問題は，金融機関が当該企業に対してどの格付に位置し，なぜ格付が低下したか，の説明が行なわれるならばそれで解決するということにとどまらない。問題は，金融機関は融資先企業の格付の低下によって金利の引き上げを行なってもよいのかが問われなければならない。つまり，金融機関は融資という金融取引でリスクを一方的に融資先に負わせてはいないか，正常な取引の範囲内で金融機関も応分のリスクを負わなければならないのではないか。それがたとえば融資先の格付の低下であったならば，融資先に利上げを要請すること自体が疑問になる。契約の途上に金融機関が契約に定めていないことを当たり前の感覚で実行するのではなく，金融機関が当該融資審査に当たって融資先企業を正確に判断する力に欠けていたことを認め，この意味で当該回はリスクをとって，利上げは次回の融資時に実行するのが正常な取引感覚ではないだろうか。

したがって「正当な事由」については，「正常な商習慣」との関連でどういうことが「正当な事由」になるのか例示や，今回の調査で明らかになった具体的な声にたいして，こういう取引慣行は「正当な事由」にならない等の注釈をつけなければならなかったのである。

第２に問題になるのが「要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆する」，「要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆する」の「示唆」とはどうい

表1　調査結果をふまえた独占禁止法上の考え方の整理

行為類型	公正競争阻害性のとらえ方	問題となる行為（例）
融資に関する不利益な取引条件の設定・変更	金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として，融資先企業に対して，正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引条件を設定・変更する場合には，当該融資先企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され，当該融資先企業が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。	取引上優越した地位にある金融機関が， ○　融資先企業に対し，その責めに帰すべき正当な事由がないのに，要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって，契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせ，又は，契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること。 ○　債権保全に必要な限度を超えて，過剰な追加担保を差し入れさせること。 ○　融資先企業に対し，要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆すること等によって，期末を越える短期間の借入れや一定率以上の借入シェアを維持した借入れを余儀無くさせること。
自己の提供する金融商品・サービスの購入要請	金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として，融資先企業に対して，自己の提供する金融商品・サービスを購入させる場合には，融資先企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され，当該金融機関の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。	取引上優越した地位にある金融機関が， ○　債権保全に必要な限度を超えて，融資に当たり定期預金等の創設・増額を受け入れさせ，又は，預金が担保として提供される合意がないにもかかわらず，その解約払出しに応じないこと。 ○　融資先企業に対し，要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して，自己の提供するファームバンキング，デリバティブ商品，社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること。
関連会社等との取引の強要	金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として，融資先企業に対して，自己の関連会社等との取引を強制する場合には，融資先企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され，当該金融機関の関連会社等の競争者が競争上不利な立場に置かれるおそれがある。	金融機関が融資等を通じた影響力を背景として， ○　融資に当たり，要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して，自己の関連会社等が提供する保険等の金融商品の購入を要請すること。 ○　融資に当たり，要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して，社債の引受けや企業年金運用の受託等の金融サービスの購入を要請すること。 ○　融資に当たり，自己の関連会社等と継続的に取引するよう強制すること。
競争者との取引の制限	金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として，融資先企業に対して，自己又は自己の関連会社等の競争者と取引しないようにさせる場合には，融資先企業は取引先選択の自由を制限され，当該金融機関又はその関連会社等の競争者の取引機会が減少するおそれがある。	金融機関が融資等を通じた影響力を背景として， ○　融資先企業に対し，他の金融機関から借入れを行う場合には貸出条件等を不利にする旨を示唆して，他の金融機関から借入れをしないよう要請すること。 ○　自己の関連会社等の競争者との取引を制限することを条件として融資を行うこと。
融資先企業の事業活動への関与	金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として，融資先企業に対して，不当に事業活動に関与する場合には，当該融資先企業の自由かつ自主的な判断による事業活動が阻害され，当該融資先企業が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。	取引上優越した地位にある金融機関が， ○　要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって，自己又は自己の関連会社等の株式を取得させること 。 ○　資金調達の選択又は資産処分に干渉するなど資金の調達・運用又は資産の管理・運用を拘束し，融資先企業に不利益を与えること。

（出所）　2001年７月４日公正取引委員会が発表した資料から。

うことをいうのかということである。ここでの「問題となる行為（例）」に限らず，この報告書では一般指定第14項の優越的地位の濫用にかかわる事例においては多くの場合「示唆」という用語が使われ，しかも優越的地位の濫用に抵触するかどうかというときに，この「示唆」がカギになっている。

にもかかわらず,「示唆」とはきわめて主観的な概念である。したがって，少なくとも「示唆」の範囲を明確に示すべきではなかったか。報告書の調査でも明らかになっているように，融資先企業は，中小企業であればなおのこと金融機関からの要請は断りにくくなっている。次回の融資が困難になるのではないかという危惧，取引関係が悪化するのではないかという危惧があるから,「ノン」といいたくても要請を受諾するのである。これには「無言の圧力」「言外の圧力」の要素が当然含まれるが，そのような場合でも「示唆」になるのかどうか。いいかえるならば，企業側の危惧を前提にして，グレーゾーンに触れる用語を使わないで，もっぱら言外の圧力で金融機関が企業に要請を受諾させるような「取引慣行」の歪みをどのようにして正すのかということである。「示唆」の概念範囲を規定しなければ，行為例としてはあいまいさが大きく残るといわなければならないだろう。

第３に，行為例の２番目にある「債権保全に必要な限度を超えて」の「必要な限度」とはどういうことかが問題になる。「必要な限度」を超えることによってはじめて過剰が明らかになるのであるが，他方「必要な限度」は，抽象的にはこういうのが「必要な限度」であると言い得ても，定量的にはどこが限度かということを，明示することができない性格のものであるからである。それにもかかわらず，過剰でなければ，つまり「必要な限度」の範囲内ならば追加担保を差し入れることが容認されると受け取れるように行為例がえがかれている。

これについては，先の格付のところで述べたように，企業だけに融資リスクを負わせるのではなく，貸手である金融機関もリスクを負わなければ取引としては正常でないというとらえ方をしなければならない。そうするならば，たとえ既存の担保の評価が下がったとしても追加の担保差し入れを要請することは「取引慣行」としては歪んでいることが見えてくる。ましてや，社長の個人資産を担保に入れるようにというような要請は，金融機関が行なっている取引が市場経済の当たり前のあり方からいかにかけ離れているかを示すものに他ならないということになろう。

関連して，債権保全において担保をどう捉えるかについて，取引慣行の適正化[13] の視点からいうならば，金融機関は企業への融資にあたってリスクを応分に負う意識が乏しいだけでなく，融資審査にあっては担保への過大視，すなわち担保優先主義に陥っている。企業を評価するには過去の成果を示す担保だけに基づくのではなく，企業の現在及び未来を積極的に評価していく姿勢にたたなければならない。バブル崩壊による資産価値の低下はこのことを端的に示すものである。それが中小企業における担保優先主義から，経営者の能力，経営指針，企業の技術力，社風などを総合的に評価することへの要望[14] とつながっていると見なければならない。担保への極端な依存から脱却して，現行の「取引慣行」を是正することは，公正かつ自由な競争を行なっていくための基盤にある「競争秩序」を健全に保つことにかかわる問題でもある[15]。

(2) 自己の提供する金融商品・サービスの購入要請

ここでは「金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として」購入要請した場合,「融資先企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され，当該金融機関の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれ」があり，それは，上記（１）と同様一般指定第14項の優越的地位の濫用にあたるといっている。その「問題となる行為(例)」は表１にあるように２例掲げられている。

まず問題になるのが,「融資に関する不利益な取引条件の設定・変更」と異なって「自己の提供する金融商品・サービスの購入要請」において融資先企業が購入要請に応じることは,「当該金融機関の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれがある」とだけいっていることにある。すなわち，そういうおそれがあるにしても融資先企業は,「自由かつ自主的な判断による取引が阻害」されることによって競争上不利な地位に置かれることがないのだろうか。たとえば，ヒヤリングでいわれていた借入金額にたいして20%程度の定期預金を置くように要求されるような場合，融資先企業は借入金のすべてが使えるわけではない。拘束された分だけ資金繰りが厳しくなると考えなければならないだろう。

また,「融資の条件としてデリバティブ商品の購入を要請されると，購入せざるを得ない（中堅企業)。デリバティブ商品の購入で損失が見込まれても，一定の金額までは銀行との交際費と割り切ることにしている（中堅企業)」[16] というヒアリング例でも欲しくもない商品が押し込まれていることがわかる。ということは，そのデリバティブ商品分だけ拘束預金と同様に融資先企業が自由になる資金が減ることになる。このような金融機関の行動は，当該融資先企業を明らかに競争上不利にすると判断される。したがって，当該金融機関の競争者だけではなく，当該融資先企業も競争上不利になると見なければならないだろう。

次の問題は，ここでの行為例の１番目で，必要な限度を超えなければ融資に際しての拘束預金を否定していないことである。拘束預金はこれまでも「優越的地位を濫用した不公正な取引方法に該当するおそれがあるとの観点から」[17] 公正取引委員会が1964年以降継続的に調査をしているはずである。にもかかわらず行為例で条件付きではあるが拘束預金を容認するような記述になっていることは疑問であるといわなければならない。

「債権保全に必要な限度を超えて」の「必要な限度」及びに「示唆」の問題については上記（１）で触れた。

(3) 関連会社等との取引の強要

ここでも「金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として」関連会社等との取引を強制した場合，やはり「融資先企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され」，今度は「当該金融機関の関連会社等の競争者が競争上不利な立場に置かれるおそれがある」といっている。これは独占禁止法第２条第９項第３号（顧客の不当誘引・不当強制）に基づいて指定された一般指定10項の抱合わせ販売等の取引強制及び上記同様の一般指定第14項の優越的地位の濫用にあたり,「問題となる行為（例)」（表１）として３例が例示されている。前の２つが一般指定第14項に，後の１つが同第10項に抵触する事例である。

上記（２）で問題にしたのと同様に，関連会社等との取引の強要もまた，当該金融機関の関連会社等の競争者が競争上不利になるだけでなく，不必要なゴルフ会員権，不必要な損害保険,割高な商品の購入等の負担を強いられるため,その分だけ当該融資先企業も競争上不利になることを見落としてはならないだろう。

しかもこうした取引の強要は当該融資先企業の自由かつ自主的な判断を阻害するだけに,「取引慣行」としては歪んでいることを表している。それにたいして企業の自由かつ自主的な判断による取引を成立させること（取引の正常化）は,公正かつ自由な競争を行なっていくための根底にある「取引秩序」「競争秩序」の健全性という意味で，きわめて重要なことである[15]。

行為例の「示唆」の問題は上記（１）で触れたとおりである。

(4) 競争者との取引の制限

金融機関が融資先企業にたいして自己または自己の関連会社等の競争者との取引を制限させる際に,「金融機関が，融資等を通じた影響力を

背景として」取引制限をさせた場合,「融資先企業は取引先選択の自由を制限され，当該金融機関又はその関連会社等の競争者の取引が減少するおそれがある」と述べている。これは独占禁止法第２条第９項第４号(事業活動の不当拘束)に基づいて指定された一般指定13項の拘束条件付取引及び上記同様の一般指定第14項の優越的地位の濫用にあたるとして,「問題となる行為(例)」(表１)が２例示されている。前者が一般指定第14項の，後者が一般指定第13項の抵触例となっている。

ここでの問題もまた，当該金融機関またはその関連会社等の競争者の取引が減少するだけでなく，当該融資先企業が競争上不利な地位に置かれることに触れていないことにある。すなわち，たとえば，この取引制限がなければ他の金融機関から当該金融機関より有利な融資条件で借入できる場合と比べれば，制限によってできない場合は明らかに競争上不利になること一つを想定しただけでも明らかなことであろう。

１番目の行為例における「示唆」の問題点は上記（１）で触れたとおりである。

(5) 融資先企業の事業活動への関与

融資先企業の事業活動への関与でも同様に「金融機関が,融資等を通じた影響力を背景として」と，金融機関の影響力をバックにした事業活動への関与の場合であると限定している。そしてこういう場合は「融資先企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され，当該融資先企業が競争上不利な地位に置かれるおそれある」から，その時は上記の一般指定14項の優越的地位の濫用になるといっているのである。「問題となる行為（例)」は２例あげられている（表１)。

融資先企業の事業活動への関与での問題は２つある。１つは，2番目の行為例の「干渉」の範囲を明確にしなければならないことである。それは基本的に上記（１）の「示唆」と同様に範囲を示さないとあいまいさが大きく残るという問題である。範囲を示すことによってこそ結果的には「取引慣行」のどこが改善されなければならないのかが明らかとなろう。

もう一つは，この行為例においてなぜ人事についての干渉を入れていないのかという問題である。人事についてはアンケート調査・ヒアリング調査でも「経営の自由度を著しく阻害された」という回答（関連会社を含むリストラへの介入，出向者による越権行為）[18] が存在したわけであるから，当然行為例に加えられていると考えるのが自然であるが，ここではなぜか落とされている。これは疑問である。

１番目の行為例の「示唆」については，上記（１）で述べたとおり，概念範囲を明確にすべきである。

9 中小企業における「取引慣行」是正のために

これまでみてきたように，歪みが大きい現行の金融「取引慣行」は全体的には中小企業に一層厳しいものになっている。それはこの公正取引委員会の調査結果だけではない。たとえば，2001年８～９月に実施された東京中小企業家同友会及び大阪中小企業家同友会の調べでは，金融機関による格付けは７～８割の中小企業が知らされていないことが明らかにされている[19]。直ちに改善が求められるほど大幅に歪んでいるのである。

この歪みについては，公正取引委員会の今回の調査に携わっていたと推定される山口氏の「金融機関と企業の双方が取引というものを互いの契約関係として改めてとらえなおすとともに，金融機関が法令を厳格に遵守することが取引の原点に据えられなければならない」[20] という指摘にもあらわれている。金融機関は「公正かつ自由な競争」という市場経済の「取引の原点」である独占禁止法を厳格に守ろうという気があるのかという厳しい問題的提起がなされているといわなければならないだろう。

それだけではない。同じく山口氏の「今回の

調査の過程で，歩積・両建預金の自粛の精神が消え失せているのではないか，また，顧客との取引を契約関係としてとらえる意識が希薄なのではないかと疑わせるような，金融機関の融資等を背景とする行為事例が散見された」[21] という指摘も見過ごすことができない。金融機関が歩積・両建預金という拘束預金を大手を振って実施していることが独占禁止法上問題になるということと，金融機関は中小企業をはじめとした企業との取引において「契約」という意識があるのかという市場経済の根本的な問題点を衝いているからである。こういう指摘からしても，金融機関との「取引慣行」は市場経済の常識が通用するように是正されなければならないのである。

この点にたいして，平成12年版の『独占禁止白書』が「規制の撤廃・緩和の推進に向けた取組とともに重要なのが，規制が緩和された分野における公正かつ自由な競争を確保するための取組である。すなわち規制の撤廃・緩和を行うだけでは，必ずしも市場が競争的に機能するとは限らず，規制緩和後における市場を競争的に機能させるためには，既存事業者及び新規参入者がよるべき行動指針的なルールが必要な場合がある」[22] といっているように，「取引慣行」を是正するには，「市場を競争的に機能させるため」の「行動指針的なルール」を金融機関と企業の取引においてつくりあげていくことが必要である。

公正取引委員会の今回の調査もそうした取組みの一環になっていることは，表１のように「独占禁止法上の考え方の整理」として発表したことにうかがわれる。「ルールづくり」への歩みが始まったのである。

しかし，本稿で検討したように，さらに深めなければならない問題があることも事実である。そこでもう一歩「ルールづくり」を進めて，「独占禁止法の効果的な運用を図り，違反行為を未然に防止するためには，独占禁止法の目的，規制内容及び法運用の方針について，事業者や消費者の間で十分に理解されていることが重要である。このため，当委員会は，従来，独占禁止法の運用基準・指針（ガイドライン）を作成・公表することにより，どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにする」[23] と『独占禁止白書』はいっているわけであるから，こういう明確な「ガイドライン」作成に着手すべきではないだろうか。

公正取引委員会は報告書の末尾で「独占禁止法に基づき厳正に対処していく」と高らかにいっている。そこで今後表１に整理されている「問題となる行為（例）」を積極的にとらえて，中小企業が金融機関との間で現に実行されている「歪んだ取引慣行」を正すために，「厳正に対処」することに注目していくと同時に，明確な「ガイドライン」作成が進んでいくかどうかに注目していきたい。

1） 公正取引委員会『金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書』2001年７月，1ページ。
2）公正取引委員会， 同上。
3）公正取引委員会，前掲報告書，25ページ。
4）この調査では，回答企業の属性として，地域別分布，規模別分布が発表されていないので推測の域をでないが，中小企業の回答企業は地域的には関東，近畿などの大都市部の企業へ，規模的には中小企業の中でも100人以上の比較的大きな規模の企業に傾斜しているものと思われる。1999年中小企業家同友会全国協議会（中同協）が行なった金融問題調査では，公正取引委員会調査において11.1％にすぎない信金・信組の割合が，信金24.5％，信組2.6％とその比重は大きく，とくに信金は金融機関別には地銀に次ぐ第２位のメインバンクとなっていた。都銀は20.6％と信金の次の第３位であった。ただし，都銀は中小企業の企業規模が大きくなるにつれ，および大都市部で相対的に大きな割合を占めていた。詳しくは拙稿「不安定要因が累積する中小企業の金融環境」（中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター『企業環境研究年報』第４号，1999年）参照。
5）中小企業にしぼったデータや規模別比較は，報告書の「参考資料」（企業規模別による集計）として，大企業，中堅企業，中小企業に分解して掲載されているので，以下これを使用した。
6）公正取引委員会，前掲報告書，23ページ。
7）公正取引委員会，前掲報告書，25ページ。
8）公正取引委員会，前掲報告書，29ページ。
9）公正取引委員会，前掲報告書，8ページ。

10）公正取引委員会，前掲報告書，30ページ。
11）松下満雄『経済法概説』東京大学出版会，1990年，144ページ参照。
12）公正取引委員会，同上書，30ページ。
13）公正かつ自由な競争の維持・促進という独占禁止法の基本精神を市場で実現するには，中小企業に引きつけていうならば「取引の適正化」が必要である。これは旧中小企業基本法以来の積み残された課題である。詳しくは拙稿「中小企業と地域金融機関とが共生する金融システム」（全国信用金庫協会『信用金庫』2001年10月号）参照。
14）中小企業家同友会全国協議会「2002年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」2001年５月，６ページ。
15）「経済的強者による弱者の圧迫が『過度』に行われ，抑圧的慣行が一般化すると，取引社会の健全性が失われる。事業者はそれぞれ利潤最大化を目的として行動するが，これが行き過ぎて抑圧的慣行が横行するようになると，取引社会における歪みがひどくなる。事業者間の競争は，できるだけかかる歪みのない正常な取引過程において行われるべきものである。このような健全な取引社会の維持は，いわば事業者間の競争の前提となる秩序であるというべきであろう。そして優越的地位の濫用規制は，かかる基本秩序の維持を図るものであろう」（松下，前掲書，142ページ）という松下満雄氏のとらえ方に教えられた。
16）公正取引委員会，前掲報告書，14ページ。
17）正田彬・実方謙二編『独占禁止法を学ぶ〔第４版〕』有斐閣，1999年，277ページ。
18）公正取引委員会，前掲報告書，21～22ページ。
19）東京中小企業家同友会「2001年８月度金融問題実態調査アンケート集計」，大阪中小企業同友会「金融・経営状況調査アンケート」（2001年９月21日実施）による。
20）山口晴久「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」（商事法務研究会『NBL』2001年８月１日号，No.718）53ページ。
21）山口晴久，同上。
22）公正取引委員会『公正取引委員会年次報告書（独占禁止白書）』（平成12年版），2000年11月，3ページ。
23）公正取引委員会，同上，4ページ。